

「多久家有之候書類」について

中村 知裕

一、はじめに

佐賀県立図書館には、鍋島報效会から多数の文書が寄託されている。その中でも、中世文書としては「龍造寺家文書」などの古文書群の他に、近世において書写された写本も多数残されている。その大部分は、『佐賀県史料集成』ですでに収録されているが、その中に収められていないものもいくつか存在する。今回紹介する「多久家有之候書類」も、そのような性格をもつ文書集の一つである。

この文書集のもととなった「多久家文書」は、現在、多久市郷土資料館に所蔵されているが、鍋島家では近世においてこれを書写し、「多久家有之候御書物写」、「多久家書物写」、「多久家所蔵文書」として同家に所蔵していた。その中には原文書が失われ、写としてしか存在しない中世文書も多数ある。これらの写も多久市郷土資料館の「多久家文書」と一緒に『佐賀県史料集成』第八〇一〇巻ですでに紹介されているが、「多久家有之候書類」は、その対象とされていないなかった。

そもそも、この「多久家有之候書類」は、幕末の嘉永六年（一八五三）に藩主鍋島直正の庶兄鍋島茂真が継承した親類同格の須古鍋島家において書写されたものとされている¹。この文書集は、全一五巻から成るが中世文

書は主に七巻・一〇巻・一一巻に収録されている。内容としては、龍造寺隆信をはじめとする龍造寺氏の書状、鍋島家当主の書状がその大半を占めるが、中には肥前の在庁官人の系譜をもち、小城の千葉氏の家臣となる於保氏関係の文書もいくつか残されている²。

今回、「多久家有之候書類」と鍋島報效会所蔵の「多久家有之候御書物写」、「多久家書物写」、「多久家所蔵文書」の比較を試みたところ、『佐賀県史料集成』に収録されていない文書を多数発見した。この未刊行の文書は当然、多久市郷土資料館の「多久家文書」にも残されていない。

そこで本稿では、「多久家有之候書類」の中でも、「多久家文書」、「多久家有之候御書物写」、「多久家書物写」、「多久家所蔵文書」に収録されていない中世文書を紹介する。なお、紹介する文書の中には、『鎌倉遺文』、『大日本史料』ですでに収録しているものもあるが、本稿では主に『佐賀県史料集成』に収録されていない文書を対象としている。

二、内容

今回、「多久家有之候書類」を調査した結果、筆者が発見した未刊行の中世文書は三六通に及んだ。そのうち三一通は、龍造寺隆信から多久領主で弟の長信に対して発給された文書である。その大半は天正年間に発給され

たものと考えられる。天正元年（一五七三）より隆信は、肥前国内での軍事活動を進め、対立する勢力を次々と降していった。それに先立って、長信は唐津方面への押さえとして配置され、境目の守りにあたっていた。

内容としては、隆信が長信に対して境目の状況を確かめるもの、隆信家臣の派遣を伝えたもの、また長信家臣の派遣を要請するものが目立つ。中には、軍事活動への参加を要請するものもいくつか見られるが、その際、隆信は長信に対して様々な命令を下している。

例えば、隆信が材木を調達するため、その伐採の切手を動員するよう求めるものがある（二一・二八号）。鈴木敦子氏の研究では、肥前松浦地方の草野氏・鶴田氏を降した隆信が、長信に対して大川内（伊万里市）から材木を調達することを命じたことを明らかにしている。^③このことから、龍造寺氏の軍事活動の中で、長信が主に材木の調達に関与していること、そして山地で活動する人々となんらかの関わりをもっていた可能性を示唆することができる。

次に注目したいのは、隆信が普請のため夫丸の動員を命じていることである（二四号）。『佐賀県史料集成』に収録されている「多久家文書」を見ると、隆信は軍事活動の過程で、須古城・^④浜城の普請、大崎村での堀普請^⑤など、普請を度々実施しているが、その労働力となる夫丸を周辺の村々から、動員するよう度々長信に命じている。

このことから、長信は戦闘に参加するというよりも、隆信を後方から支援する役割を担っていたのではないかと思われるが、この点については、『佐賀県史料集成』に収録されている「多久家文書」から関係する史料を収集した上で考察していく必要がある。

なお、『大日本史料』第一〇編之二五において、「多久家有之候書類」か

ら四通の文書が紹介されているが、そのうち三通は、「多久家有之候御書物写」にも収録されており、すでに『佐賀県史料集成』第一〇巻において翻刻・収録されている。残り一通は一号文書として本稿で紹介する。

三六通の文書の中には、空閑氏に対して発給された文書が二通残されている（三五・三六号）。近世佐賀藩の重臣となる空閑氏は、戦国期、佐賀郡淵川城を拠点とした領主である。『佐賀県史料集成』第一〇巻でも空閑氏に関する文書を三通ほど収録している。天正八年（一五八〇）龍造寺氏に出兵し、白杵鎮富・小佐井鑑直の籠もる早良郡荒平城を攻撃し、これを陥落させている。この合戦の際、空閑三河守は小佐井鑑直を成敗する戦功をあげ、隆信から早良郡内に多数の所領を与えたことを示す坪付を与えられている。^⑧

さて、「多久家有之候書類」では、天正一三年（一五八五）に境目における勤番を賞する書状のほか（三五号）、天正五年（一五七七）に鍋島信昌（後の直茂）が空閑三河守に対して、発給した起請文が残されている（三六号）。天正元年より龍造寺氏は肥前国内における軍事活動を積極的に進めており、敵対する領主層を次々と降していった。こうした状況の中、肥前の領主層は龍造寺氏に対して起請文を発給しており、龍造寺氏の側も領主層に対して起請文を多数発給している。この時期、起請文が多数発給された理由として、加藤章氏は当時、肥前国内の領主層内での惣領制が解体し、あるいは在地領主間の対立が激化していたと指摘した上で、神々の神威に依存して領主間の秩序を維持し、そして被官関係の統制原理を成立させる必要があったとしている。^⑨特に天正五年の段階で龍造寺氏は、一族の内紛により帰属することになった後藤氏に対して多数の起請文を発給している^⑩が、そうした中で、なぜこの年に龍造寺氏は空閑氏に対して起請文を発給

しなければならなかったのか、龍造寺氏と空閑氏との間でどういった事態が発生していたのか、詳しい経緯については、今後追求していく必要がある。

最後にこの「多久家有之候書類」では、肥前国衙の役人の系譜を引く於保氏に関する文書を三通収録している。三三三号と三四号はすでに『鎌倉遺文』にも掲載されているが、注目すべきは三三三号の文書である。この文書は於保胤宗が所領の安堵を求める申状であり、その横に、胤宗に対して所領を安堵したことを示す足利直冬の外題安堵が記されている。『南北朝遺文』や『佐賀県史料集成』^[14]では、いずれも於保胤宗の申状がなく、直冬の外題安堵のみ掲載している。

多久市郷土資料館の「多久家文書」でも足利直冬の外題安堵の部分が残されている。この文書は成巻されている状態にあるため、於保胤宗の申状が果たして残されているのか、写真のみで判別することが難しい。しかし、この「多久家有之候書類」の内容を踏まえると、直冬の外題安堵の裏に於保胤宗の申状が記されている可能性は十分考えられる。したがって「多久家有之候書類」の内容は果たして正確であるのか、早急なる多久市郷土館の「多久家文書」の原本調査が望まれる。

【註】

- (1) 佐賀県立図書館の大園隆二郎氏の御教示を得た。
- (2) 於保氏については宮島敬一「中世後期における国人領主と地方寺社―肥前千葉氏と「公権」の構造―」（『所理喜夫編『戦国大名から将軍権力へ―転換期を歩く―』吉川弘文館 二〇〇〇年三月）を参照。
- (3) 鈴木敦子「中世後期筑後及びその周辺諸国における地域ネットワークの研究」（平成一〜三年度科学研究費補助金基盤研究（C）（二）研究成果報告書 二〇〇

二年三月）。

- (4) 「多久家文書」（多久家有之候御書物写）三七号 年未詳三月二六日龍造寺隆信書状写（『佐賀県史料集成』第一〇巻）。
- (5) 「多久家文書」（多久家有之候御書物写）一六号 年未詳七月一四日龍造寺隆信書状写。
- (6) 「多久家文書」（多久家有之候御書物写）五三号 年未詳八月二五日龍造寺隆信書状写。
- (7) 「多久家文書」（多久家所藏文書）八号（天正八年）九月二一日龍造寺隆信書状写。
- (8) 「多久家文書」（多久家所藏文書）一三号 天正八年三月一日龍造寺隆信・鎮賢連署坪付写。
- (9) 加藤章「竜造寺体制の展開と知行構造の変質」（『九州文化史研究所紀要』二二六一九八一年三月）。
- (10) この起請文は、すでに堀本一繁「戦国期における肥前河上社と地域権力」（一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 上巻 個別研究編』岩田書院 二〇〇四年一月）でその存在が確認されている。
- (11) 『鎌倉遺文』補一五一号。
- (12) 『鎌倉遺文』一九四八号。
- (13) 『南北朝遺文』二九三七号。
- (14) 「多久家文書」六二八号 貞和六年十一月二八日足利直冬安堵状。

【凡例】

- 一 本史料は鍋島報效会所蔵（佐賀県立図書館寄託）「多久家有之候書類」の中でも、活字化されていない文書三六点を翻刻したものである。
- 一 今回の史料紹介では「多久家有之候書類」の中でも、『佐賀県史料集成』に収載されていないものを対象とした。
- 一 文書名の下の（ ）に「多久家有之候書類」に付けられている文書番号を記した。
- 一 漢字の字体は、常用漢字表や人名漢字表に則った。それ以外の漢字

一 (いわゆる表外漢字) や変体仮名は適宜処理した。
校訂者の加えた註の内、説明中には()を用いた。

一 龍造寺隆信書状写 (三二二)

〔ウラ書カ〕 裏ニ山城守
一 御上書ニ

和泉守殿申給へ 隆信

卒度申度子細候、木下刑部丞可被差遣候様躰、期其節候、恐々謹言、

〔天正元年〕 閏霜月十六日 隆信御判

和泉守殿申給へ

二 龍造寺隆信書状写 (三二四)

〔ウラ書カ〕 裏ニ山城守
一 御上書ニ

長述まいる申給へ 隆信

来十八日至筑前国可被出候由、雖申候、下国行いそかハ敷候条、来廿

三如神代表罷下候、其方人数も渡海可然候、恐々謹言、

正月十六日 隆信御判

長述まいる申給へ

三 龍造寺隆信書状写 (三二九)

〔ウラ書カ〕 裏ニ山城守
一 御上書ニ

長信まいる申給へ 隆信

此方内意入魂、為可申土肥出雲守差遣候、口上之趣、能々被尋聞ニ而意
分共候者、可蒙仰候、恐々謹言、

三月三日 隆信御判

長信まいる申給へ

四 龍造寺隆信書状写 (三三〇)

〔ウラ書カ〕 裏ニ山城守
一 御上書ニ

和泉守殿まいる申給へ 隆信

追而名吉一掛進入候、頭寸志計候、

為歳暮之祝儀、石井左衛門申付候、卒度口上ニ申上候、被聞召、御存分

可蒙仰候、恐々謹言、

十二月十五日 隆信御判

和泉守殿まいる申給へ

五 龍造寺隆信書状写 (三五二)

〔ウラ書カ〕 裏ニ山城守
一 御上書ニ

長信まいる申給へ 隆信

武雄へ遣候書状其元江被召置候之由承候、早々被差遣返事候ハ、可
持給候、恐々謹言、

十月廿七日 隆信御判

長信まいる申給へ

六 龍造寺隆信書状写 (三五九)

〔ウラ書カ〕 裏ニ山城守
一 御上書ニ

和泉守殿申給へ 隆信

就方角到来、我等存分、為可申兩人差遣候、能々被聞召其方存分、尖
可蒙仰候、恐々謹言、

卯月廿三日 隆信御判

和泉守殿申給へ

七 龍造寺隆信書状写 (三六七)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ山城守

和泉守殿御返申給へ 隆信

掛林若狭守事、如其元之罷越候由、示預候、得其心候、先書如申候、能々方角様躰被尋晒、以石伊可承候、万事不可有油断候、恐々謹言、

十月六日

隆信御判

和泉守殿御返申給へ

八 龍造寺隆信書状写 (三七一)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ龍山

長信まいる申給へ 隆信

又境目無替儀候哉、いか、承ハしく

用所候而、彼者申付候、頼申候、様躰之儀者、石伊江頼候由申候、為心得候、恐々謹言、

五ノ十六

隆信御判

長信まいる申給へ

九 龍造寺隆信書状写 (三七七)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ龍山

和泉守殿参申給へ 信

卒度以面、致相談度事候、明日石伊被召連候而、可有御下候、不可有由断候、万端以面可申候、恐々謹言、

六ノ十七

隆信御判

和泉守殿参申給へ

一〇 龍造寺隆信書状写 (三八四)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ龍山

長信参御返申給へ 信

伊賀守事、老躰之由にて不参候哉、尤候、又用所之時、自是可申候、

方角到来、無然候歟、中々の儀申遣候而無念候、有方表裏尔今、不珍候条、不吉候、因茲、涯分境目無緩覚悟可入候、又珍儀候者、可承候、自是も可申候、恐々謹言、

二ノ廿五

信御判

長信参御返申給へ

一一 龍造寺隆信書状写 (三八七)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ山城守

長信参申給へ 隆信

又先日申候門之儀、無油断可被申付候、

就此表様躰、我等事、従一昨日着陣候、我等意分共、為可申津山備中守差遣候、細碎含口上候、恐々謹言、

七月十九日

隆信御判

長信参申給へ

一二 龍造寺隆信書状写 (三八八)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ龍山

長信参申給へ 信

其後、不能面談候、何等之儀共候歟、然者至方角耳と、用所之儀共候間、自然く、堺目江人遣事も可有之候、様躰河左含口上候、恐々謹言、

二ノ廿二
長信參申給へ

信御判

一三 龍造寺隆信書状写 (三八九)

〔ウラ書カ〕
一 御上書二 裏ニヨリ

長信參返申給へ 信

茶坊主之儀、今程被相煩候条、登せ不申候、早境之衆にて、可被調候、
為心得候、恐々謹言、

五ノ三

信御判

長信參返申給へ

一四 龍造寺隆信書状写 (三九七)

〔ウラ書カ〕
一 御上書二 裏ニ山城守

和泉守殿參申給へ 隆信

至田嶋彦左衛門尉用所之儀、申付候、従其元も涯分、可致馳走之由、
可被仰付候、此方存分口上ニ申候、恐々謹言、

極月三日

隆信御判

和泉守殿參申給へ

一五 龍造寺隆信書状写 (四〇一)

〔ウラ書カ〕
一 御上書 裏ニ分

長信參申給へ 虫付不知

是無然之由候、笑止存候、涯分養性候ハ、仍一種給候、祝着候、又
爰許無相替儀候、可御心安候、恐々謹言、

八ノ廿四

たか信御判

一六 龍造寺隆信書状写 (四〇三)
〔ウラ書カ〕
一 御上書 裏ニ龍山

長信參申給へ 信

境目之儀、静ニ候歟、為可承彼者申付候、随而口上申上申共候、分別
干要ニ候、能々思安此時候、恐々謹言、

四ノ十八

信御判

長信參申給へ

一七 龍造寺隆信書状写 (四〇四)

〔ウラ書カ〕
一 御上書 裏ニ山城守

長信返申給へ 隆信

尚々正儀左右ニ申来候、重疊被聞合、可示給候、
須古表之儀、到来之趣、示預候、於爰許も同左右候、於相替事者、重
疊可蒙仰候、恐々謹言、

九月廿二日

隆信御判

長信返申給へ

一八 龍造寺隆信書状写 (四〇七)

〔ウラ書カ〕
一 御上書 裏ニ山城守

和泉守殿參申給へ 隆信

備中罷下候、幸便之条、此方存分申遣候、被聞召其覚悟肝要候、此表
之儀者、当末氣遣有間敷候、細碎口上申候、恐々謹言、

五月十一日

隆信御判

和泉守殿參申給へ

一九 龍造寺隆信書状写 (四〇八)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ山城守

和泉守殿返申給へ

隆信

以河原左馬允其元様躰、蒙仰候、得其心候、我等意分も彼方へ申聞候、
為御存知候、恐々謹言、

十月七日

隆信御判

和泉守殿返申給へ

二〇 龍造寺隆信書状写 (四〇九)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ龍山

長信參御返申給へ

隆信

須古様躰示預候、得其心候、是よりも人遣候て承合候、珍儀候者、重
疊可承候、又可申候、恐々謹言、

九ノ廿三

信御判

長信參御返申給へ

二一 龍造寺隆信書状写 (四一一)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ龍山

和泉守殿參申給へ

隆信

無余儀用所候、切手兩人、明日可被差遣候、御失念有間敷候、又卒度
申度共候、一兩日中石伊可被仰付候、恐々謹言、

五月廿七日

隆信御判

和泉守殿參申給へ

二二 龍造寺隆信書状写 (四一二)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ山城守

和泉守殿參申給へ

隆信

就篇目、土出登せ申候、口上之趣、被尋聞候而可被相心得候、又其方
意分共候者、可有入魂候、恐々謹言、

三月十一日

隆信御判

和泉守殿參申給へ

二三 龍造寺隆信書状写 (四一九)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ山城守

和泉守殿申給へ

隆信

就一儀、此方意分為可申水平申付候、口上之段、被尋聞納得肝要候、
恐々謹言、

霜月十三日

隆信御判

和泉守殿申給へ

二四 龍造寺隆信書状写 (四二〇)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニより

長信參申給へ

龍山

普請之夫丸之儀、雖申付候、俄之儀候間、今日者、不被成候、明日涯
分可申付候、此由為御存知候、恐々謹言、

卯ノ十九

隆信御判

長信參申給へ

二五 龍造寺隆信書状写 (五五三)

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ山城守

長信殿參申給へ

隆信

我等存分、為可申兩人差遣候、能々被尋聞候而、其方意分、可蒙仰候、

細碎以ケ条申候間、不能委筆候、恐々謹言、

十月十一日

隆信御判

長信參申給へ

二九 龍造寺隆信書状写（五七九）

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ山城守

長信參申給へ

隆信

二六 龍造寺隆信書状写（五七三）

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ山城守

和泉守殿申給へ

隆信

用所候条、福地藏人可被差遣候、細碎其砌、可申候、恐々謹言、

九月晦日

隆信御判

和泉守申給へ

三〇 龍造寺隆信書状写（五八四）

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ龍山

長信參申給へ

信

二七 龍造寺隆信書状写（五七四）

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ山城守

長信返事

隆信

〔後藤〕 貴明書状披見候、一兩日延引之儀も、可有之候也、今明之間、相待候て見可申候、仮表裏之儀候共、不苦候、恐々謹言、

七月十九日

隆信御判

長信返事

三一 龍造寺隆信書状写（五八七）

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ龍山

長信參申給へ

隆信

二八 龍造寺隆信書状写（五七七）

〔ウラ書カ〕 御上書二

裏ニ龍山

用所候之条、切手有次第、五日之逗留ニ被申付、明日急度可被差遣候、待申候、恐々謹言、

卯月四日

隆信御印

長述參申給へ

卒度申子細候而、彼者差遣候、則時被申付、可被閉目事肝要候、委曲口上申候、恐々謹言、

正月十五日

隆信御印

長信參申給へ

後藤弥二郎殿、近日中其元江可有御出之由、至貴明申談候、然間、弥二郎殿御少宿、早々被申付候而、可有御待候、至長嶋申拵候、篇目様躰者、左馬允相談可申候、恐々謹言、

四月五日

隆信御判

三二 於保胤宗申状写（六三四）

肥前国於保弥五郎胤宗謹言上

欲早預御吹挙賜安堵御下文、全当知行山田東郷内富田屋敷・本宮田地等事、

右、所領者、胤宗帶次第証文等、無当知行相違之地也、然早下賜安堵御下文、為全当知行、粗言上如件、

貞和六年十一月 日

裏二任此状、可令領掌、若構不実者、可処罪科之状、如件

貞和六年十一月廿八日

尊氏將軍判

三三 將軍家政所下文写 (六三五)

將軍家政所下 肥前国々分寺住人

補任 地頭職事

藤原季永

右人、補任彼職之状、所仰如件、住人宜承知、勿法失、以下、

建久五年二月廿五日

案主清原判

知家事中原

令大藏丞藤原判

别当前因幡守中原朝臣判

散位藤原朝臣判

三四 將軍家政所下文写 (六三六)

將軍家政所下 肥前国国分寺住人

補任 地頭職事

藤原季俊

右人、親父季永法師、去建久五年二月廿五日給故大將家政所下文、知行今任彼讓状、季俊為地頭職、守先例、可致沙汰之状、所仰如件、以

下、

建曆二年十月廿七日

案主菅野

知家事権字

令圖書少允清原判

别当相模守平朝臣判

右近衛將監兼遠江守源朝臣判

武藏守平朝臣判

書博士中原朝臣判

散位中原朝臣判

三五 龍造寺政家書状写 (六六六)

龍造寺政家書二

裏二龍民

空閑三河入道殿へ參申給へ 政家

今度至境目、被遂勤番於御粉骨者、静謐之砌、領地可遣置之処、諸神

八幡不可有疎候、恐々謹言、

天正十三年七月廿六日

政家御判

三六 鍋島信昌起請文写 (六六七)

再拜々々敬白天罰起請文事、

一、对空閑・嘉勢、為鍋嶋飛驒守無惡心惡行、可申承之事、

一、至隆信父子、為嘉勢、聊茂於無御相違者、乍勿論於向後茂、珍重

不相易、可得御意事、

一、隆信・鎮賢・嘉勢御間之儀、弥無異儀候様ニ、連々御取合、不可

存疎意之儀候之事、

付自然讒者等、雖有之互糺実否、無御等閑、可申承候事、

右、条々於令違犯者、

宝印ノ此所虫付不知

梵天帝釈四天天王、惣而日本国中小神祇冥道、殊者当国鎮守千栗八幡大菩薩、河上大明神、与賀大明神、龍造寺八幡大菩薩、稻荷祇園賀茂春日大明神、諸軍神摩利支尊天之御罰可罷蒙者也、仍起請文、如件、

天正五年八月十二日

鍋嶋飛驒守

信昌御判

空閑三河入道殿

(筑紫女学園中学校教諭)